

# 第1回白岡市児童福祉審議会説明資料

民間保育所の新設について

特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について

令和5年7月29日

白岡市 健康福祉部 こども保育課

## 1 意見聴取概要

市町村が子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、児童福祉審議会等の意見聴取を必要とするため、白岡市児童福祉審議会の審議に付すものです。

	認可	利用定員
特定教育・保育施設	埼玉県	市町村
	(仮称) 白岡みちのこ保育園	

## 2 開設予定の施設について

### ○ 特定教育・保育施設

(仮称) 白岡みちのこ保育園

設置・運営者名	社会福祉法人 光彩会						
設置・運営者名所在地	埼玉県さいたま市北区植竹町2-69-7						
代表者職・氏名	理事長 野澤 孝道						
施設名	(仮称) 白岡みちのこ保育園						
施設所在地	埼玉県白岡市小久喜1213番地1						
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	9人	12人	15人	18人	18人	18人	90人
開設予定年月日	令和6年7月1日						
備考	JR宇都宮線白岡駅東口から約300m、白岡市旧庁舎跡地（市街化区域内）に、定員90人の認可保育所を新設するものです。						

### 3 白岡市子ども・子育て支援事業計画書における量の見込み・確保方策との比較

『第2期白岡市 子ども・子育て支援事業計画（～74ページから抜粋～）』

#### ■保育

単位（人／年）

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		2号		3号	2号		3号	2号		3号
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		433	52	306	435	54	299	429	56	299
②確保の内容	認定こども園・保育所	346	29	152	400	35	182	400	35	182
	地域型保育事業		21	93		21	93		21	93
②-①		▲87	▲2	▲61	▲35	2	▲24	▲29	0	▲24

		令和5年度			令和6年度		
		2号		3号	2号		3号
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		432	58	299	425	59	299
②確保の内容	認定こども園・保育所	400	35	182	454	41	212
	地域型保育事業		21	93		21	93
②-①		▲32	▲2	▲24	29	3	6

#### 計画の進捗状況について

第2期 白岡市 子ども・子育て支援事業計画では、計画期間である令和2年度から令和6年度までの間に、認定こども園・保育所において180名の量の確保を目的としています。

本計画に基づき、令和3年4月に民間保育所「うぐす保育園新白岡」を誘致し、定員90人を確保したところです。

今回の、社会福祉法人 光彩会による、民間保育所「(仮称)白岡みちのこ保育園」の開設により、令和6年度中に定員90人を新たに確保することにより、計画に合致した180名の量の確保が可能となります。

## 4 関係法令

### 利用定員について

#### ●子ども・子育て支援法(抜粋)

(平成24年8月22日法律第65号)

(定義)

第7条 1～3 省略

4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。

5～9 省略

(特定教育・保育施設の確認)

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。附則第7条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3～5 省略